

売春行為——社会過程としての逸脱行動……(一)

竹中和郎

「逸脱は、人間が示す行為の質や、内容そのものにあらわれない。むしろ、他のやまやかな規則に照応し、その結果として決定づけられる。そして、行為にたいするいろいろな種類のサハクハムとあいまって決定づけられるものである。逸脱者は、その「逸脱してゐる」セルフ・イメージがうがくなつてつけられた人間である。そして逸脱行動は、人のむきよいで逸脱していくヤギルがはりつけられた行動なのである。」

ハーマン・S・ベッカー Howard S. Becker, *Outsiders: Studies in Sociology of Deviance*, Free Press 1963, p. 9.

VI 付 章——売春行為と非制度的規範

売春行為が社会的に承認され、また制度的に保護されていた時代には、売春婦、あるいは売春行為そのものにたいし、「逸脱者」あるいは「逸脱行動」のラヴ・ユルは、はりつけられていなかつた。あるいは、「売春行為者にたいし、特定の社会的地位や権力があたえられていた。そしてその社会の支配階級と同等の位置にあつた時代もある。そこには

たとえ非制度的、道徳的側面からの批難や嘲笑が売春婦や売春行為にたいしてあったとしても、制度的な保障はそれを社会問題とはしなかったのである。この事実は、古代ギリシャや、中世イタリーなどにみたばかりでなく、じく最近まで、あるいは現代社会においてさえ、いくつかの事例がそれを証明している。ただし問題は売春の形態であり、行為そのものにたいする批難とは区別されている。たとえば「公娼」は制度的に承認され、同時に性の商品化は社会的に認められていたのである。しかしその承認は、社会的に一般化していても、「不特定の人間を対象とする性交渉」にたいする、さげすみの感情はかなり強かつた。つまり、非制度的、道徳的な批難は、知識階級の間だけではなく、広く一般大衆のなかにもみることができた。この点は、非公認の集娼や散娼（外娼）にたいしても、同様の批難やべつ視があった。それは公娼のばあいと同じである。

そのばあい明らかに、公娼にたいし、私娼への制裁は、制度的に区別されていた。それには性関係の疾病予防の観点からであり、また税制や、それにまつわる「詰可証」をめぐる問題としてとらあがれられてきた。しかし實際にはその区別がつけ難く、また疾病予防の効果については同じであった。したがって、当時の社会問題としては、両者間に区別なく、「性関係の疾病的まんえん」についてとりあげられていた。

しかし、「性交渉」に比べて、そうした形態——集娼、散娼、公娼、私娼をとわず、どの形態にあっても——における「売春行為者」（売春婦）への批難やべつ視は、より強く認められた。そして制度的制裁と、非制度的制裁（批難）の間には明らかに齟齬があり、また「逸脱」にたいする観点の相異があつた。つまり非制度的規範からの制裁（批難）は、売春の形態にたいしてむけられ、またその形態における売春行為者にむけられていたのである。そのばあい、性商品の売り手（女性）にたいする批難やさげすみは、明らかに買い手（男性）のばあいと比べて強い点に留意しなければならない。——この点は、現行の売春法による制度的措置においても同様であり、明らかな事実である。

今一つの留意点は、「性の商品化」つまり「性交渉の代償をあたえる」という行為についてである。それについて

の非制度的規範の側からの批難は制度の側におけるペナルティに比べて弱く、また曖昧であるばあいが多い。すなわち、行為者（売春婦）の人格の商品化（こびを売るなど接客にさいしての態度や表現の仕方、あるいは、性交渉そのものの販売行為をつうじての商品化）、あるいは冒瀆についての批難は一部にあっても、社会問題として積極的にとりあげられることはなかった。この事実は、婚姻によらない特定の男女間の持続的、ないし一時的な性交渉——愛情の有無にかかわらず、インフォーマルな金錢的関係——性交渉の代償としての一を媒介とする、契約的な男女関係——が事実上、社会的承認をしていることからも理解できる。そのばあい、性交渉にたいして代償関係があつても、「代償行為そのもの」にたいする批難は弱い。また、事實上は一夫多妻的（あるいは一妻多夫的）な形態にたいする批判は一般的に残る。しかしそれが社会問題として顕在化し、同時に制度的規制の対象となる可能性はない。この種の形態は、内夫・婦、あるいは情夫・婦の形態だけでなく、特定の契約関係をもつ売春形態にも見い出すことができる。

例えば、日本では、江戸時代から「囮いもの」がある。あるいは特定の若者に対する「ひいき客」もそうである。氣に入った芸妓・娼妓に対する「身請」——年季のはいった芸妓や娼妓にたいし、身代金をはらい、その商売から身をひかす——などの制度があり、今日でも残っている。ただし、留意しなければならない点は、「身請け」が①買い方の金錢を媒介とした、一方的な自由意志にもとづくものである。②婚姻の形式をともなうばあいが少ない。③買ひ方の経済的破綻は、一女性との関係を一方的に絶つばかりが多い。④したがって、「身売り」のばあいと同様に、女性の側にとって、常に不利益な、また不安定な地位の保障でしかない。他方、⑤戦後の米軍による占領時代、「バタフライ」に対して「オンリー」とよばれる一種の契約売春があつた。それは、転勤や転属などの地域的移動の頻繁な軍人によって、現地における一時的な性的対象として売春婦との週ぎめ、あるいは月ぎめの契約が行なわれたものである。

ところで、この種の関係にたいする社会的批難は、少なくとも性の「買ひ」にたいするものではなく、「売り」の行為についてむけられる。同時に、男性についてでなく、ことに女性が軽蔑の対象となるばあいが多い。しかし、この形態は売春と区別されている。それは女性の側にとって「不特定の特定」の対象としての男性が選定されるのではない、とい

う理由からである。つまり、一時的な契約関係や、金銭を媒介とする性的交渉関係が成立しているとしても、ある程度持続的な「特定対象」が選択されるからである。そのばあい、男女間の主従関係が、金銭的な売春関係によって成立していくても、それに対する社会的批難はない。たとえ「重婚」という制度的違反行為があるとしても、その訴えが女性の側から不利益となる、明らかな被害として提起されない限り、制度的にも処罰されない。また、金銭を媒介とする主従関係は、「従」としての女性の側からの訴えを抑制する効果をもっている。しかし、こうした擬似的な婚姻関係が成立したばあい、売春というラヴィルがはられない。問題を整理しておこう。

(1) 売春にたいする非制度的規範からの批難は、結局なにに対しても向けられるのかが問題として提起された。そのばあい、売春行為そのものと、売春の行為者（売春婦）にたいする非制度的規範の許容の程度が異なる。そして常に、売春行為者となる女性に対する批難が強く示される。それは行為者が占める社会的地位への批難であるともいえる。換言すれば、その社会において女性の帰属する地位との繋がりと緊密な関係がある点に留意しなければならない。

(2) もちろん、非制度的規範は、それぞれの社会階級や集団に応じて異なる。同時にその強制力や効果についても異なる点に留意しなければならない。例えば、売春行為者にたいする批難の内容や程度が異なることを意味する。高い社会的地位に帰属し、あるいはその社会階層に所属する買い手と同時に売り手となる行為者にたいしての批難は顕著ではない。つまり、その許容の程度が高く、あるいは黙認されるばあいが多い。——政界や財界における同種の行為については表沙汰になることはない。それにたいし、低い社会的地位であり、恵まれない経済・社会階層にある行為者に対する批難や軽蔑視する傾向は、先の例と対照的に高い。この事実は、売春行為そのものに対する社会的批難よりむしろ、行為者の経済的貧困や、それに関連する社会的地位およびその性への批難が大きいことを意味している。

(3) ところで、売春行為者の帰属する社会的地位や階層について、具体的に検討しておかなければならない。社会的地位や役割は当然、その帰属する階層によって定まり、一定の行動規範を設定する。そのばあい同一階層において所属す

る各種の集団関係のうちに複合的な地位＝役割群 (status-set=role-set) を見い出す。したがつてもし、その地位群や役割群の間に不連続なギャップが存在するならば、社会的批難の対象となる。(例えば、低い社会階級と判断される人間と性的な交渉をもつたばかり。しかしその非難は一方では購買者(男性)に対して向けられるとしても、他方では、「そうした女性を相手にしたこと」に対する非難であり、結局は、相手の女性の地位に非難の規準を求めている。)しかし他方では、他の「低い社会的地位」自体に対する批難が行為そのものに比べて優先する点に留意しなければならない。

(4) その背景にあり、その属性としての社会階層の規準として、行為者の出生地、年齢、学歴、職業あるいは生活の諸水準などがあげられる。——売春婦に対する一般的なイメージとして、多くは農村出身者であり、その生れは貧しい。無教養で放任的に家庭で育ったもの。同時にあまり洗練されない無智な女性である。年齢階層からすると、無分別な一〇歳代の年齢階層から、三〇歳未満のもの。学歴階層は低く、また性に対して、あるいは疾病にたいして常識がなく、あるいは自暴自棄になっているもの。定職がなく、また職業につく意欲や関心のない怠惰な人間である。経済的に貧しく、つねに生活におわれた貧困者である。また生活設計もなく、目標もさだかでない人生の廃退者である。そして生活は貧しく、多くは都市のスラムに住む人間である。将来は社会生活からはみ出した廃人となる。精神的にも異常者が多く、その寿命も短かい。これらの考え方は、売防法施行以前の売春婦にたいしていだかれてきた常識的な類型であり、一般像でもあった。——

ところで、従来の売春行為者にかんするこうしたイメージは、観念的につくられたものであり、現実からかけはなれたものである。つまり、売春常習者たちの源泉は、かならずしも貧困階層や農村出身者ではない。また、性や疾病にたいして無智でなく、逆に社会的批難や処罰について熟知している。しかも、「貧しさのために身を売る」という既成観念は、「無智、怠惰、いやしさ、不潔」などというイメージとともに売春婦への暗いイメージと批難につながるのであら。

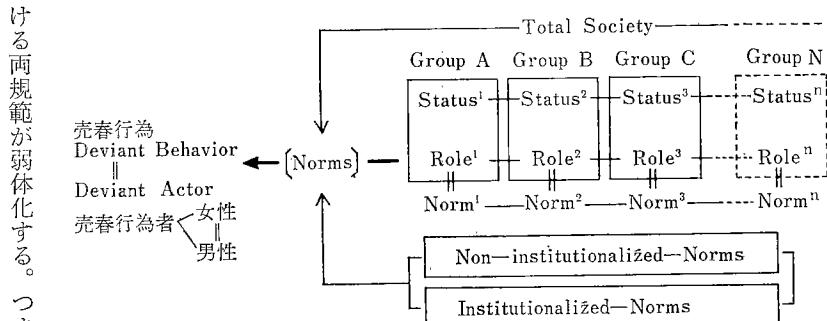
(5) たしかに、こうした既成観念は、かつての売春婦の所属階層のもう属性として考慮されてきた。そしてここでもい

メージとしての経済的貧困と売春婦の社会的地位の結びつき、そして社会的蔑視の思想を生む原因となっている。今一つの問題は、売春婦にたいする顧客の側の社会的地位と階層にも、社会的批難の特性を見い出せる。そのばあい、売春行為者の対象としての購買者（顧客）の所属階層に応じて、性の売り手としての女性の地位の決定をみる。例えれば、高級コール・ガールと散娼（街娼）との違いを認めることがある。後者は前者の例に比べて、社会的蔑視の程度は高い。それは、性交渉の代償の程度が低く、その生活の差が蔑視原因の主要な一つになっている。高級コール・ガールのばあい、その顧客をえる技術と、その対象となる個人的・文化的属性に準拠して判断されるばあいが多い。そして、不特定の特定対象を選択する機会をもつていて。散娼はこれと対照的に、不特定対象への無差別な性の安売りを余儀なくされている。個人の顧客選択における自由の選択や、安易な性的商品化は、自然に顧客の社会的特性を決定づけ、また自身の地位や階層を定義づけることになる。

問題の本質にもどる。売春行為は現代社会における逸脱行為の一類型として把握される。そして逸脱の意味は、制度および非制度的規範に照應して決定される。ただしそれらの規範は、地位群¹役割群をつうじて行為を規制し、決定づけられるものである。換言すれば、地位＝役割群（cluster of statuses and roles）は、その小集団や特定の社会における規範を行為に具現化させる。したがって、この事実は、帰属するそれぞれの集団において異なる規範体系があり、特定の行為に対し異なるサンクションを、それぞれの集団のもつ規範に応じてあたえている。それは、「売春行為」に対する「逸脱」ないし「逸脱者」というラヴェルのはれ方や、それへの批難や制裁の仕方が異なることを意味する。つまり、特定の状況や、あるいはその社会（集団）で承認された方法をつうじ、売春（ないしは売春的）行為があつても处罚や批難は積極的にあたえられないということである。

次頁の図にしたがつて説明しておこう。(1)同一の人間が集団Aから²のそれをおいてえる社会的制裁や非難の程度が異なる。(2)しかし、全体社会のレヴェルからすれば、売春行為、あるいは行為者にたいして、もしそれが顕在化した

売春行為



ける両規範が弱体化する。つまりすでに述べた、「都市的逸脱」Urban Deviance という現実は、売春行為の存続を結

ばあい、「逸脱」のラヴェルはあたえられ、制裁が双方の規範（制度・非制度）をつうじ加えられる。(3)そのばあい、同じ行為者であっても、（売春は、売り方（女性）と買い方（男性）の両方によって成立する）、一対の行為者たちは、性別に応じて処罰や批難のされ方が全く異なる。(4)したがって、地位群＝役割群の総体的、複合としての社会的規範（total or multiple norm）は、他の個別的な生活レヴェル（集団）の規準とは、連續性があつてもかならずしも一貫性をもつていてない。(5)ここに、男性と女性の地位や役割の分化は、特定の行為に対するサンクションにちがいをもたらす。つまり、それぞれの小集団レベルにおいて異なることに留意しなければならない。(6)同時に、同一集団内部にあっても、一人の人間の占める地位＝役割の複合性とその使いわけがある。つまり、地位＝役割群は、個別的な集団内部であっても、存在する。(7)したがって、立場や状況に応じて、個別的な同一集団内部でも、制裁や行為に対する「反動形成」(reaction-formation)の相違を見い出すことができる。(8)そのばあい、もちろん内集団的・個別的な規範（Norm¹—Norm²）に対して、外集団的・全体的な規範（制度的・非制度的規範）とのつながりを見失なつてはならない。(9)しかし両者は、常に一致しているとは限らず、対立・離反するばあいがある。それは、現実的にみて売春行為がある状況のもとでは、承認されていること。あるいはまたその数が、制度的規制があつても減少の兆しがみせないとにも関連している。(10)逆に、全体社会にお

果的には容認するという点にも留意しておきたい。

以上が、売春行為の分析にさいしての作業仮説である。売春が、初期売春の形態から、常習化していく過程において、この逸脱行為を決定づけていく社会的・文化的条件について分析を試みなければならない。その動機づけについても、けつして売春行為が、行為者自身の主体的な意欲や関心にもとづくものでない。したがつて売春が職業としても成立しない。同時に、特定の婦人だけが積極的に売春行為を選択するものでないことも再びここで注意しておきたい。常習的な売春行為、逸脱者としての売春婦は、どのような過程をへて、それがそのラヴニルをはりつけるのか、その現実を科学的に解明していく。

VII 売春行為者についてのスケッチ

まず、科学的に厳密な分析に入る前に、売春行為者についてのスケッチを、その初期から常習化にいたる過程をつて明らかにしていこう。このスケッチは、昭和三七年二月から、同年九月までの七ヵ月間、実施した調査——東京都、新宿区における常習売春婦一一三ケースの詳細な深層面接調査の一部にもとづく。この調査は、大橋薰（明治学院大学教授）と私との共同研究である。なお、ここでは私自身の調査のねらいである「売春常習化にいたる過程」についての分析は後章にゆずることにしたい。そしてまず、全般的な特徴を簡単にスケッチしておくにとどめたい。

(注) 面接にさいして、新宿区福祉事務所、婦人相談員、兼松左知子、黒川種代、小野法子さんらの積極的な協力があった。ぼう大きな資料整理と作成にさいして、長い期間、私の助力をおしまなかつた親しい友人、須本幸恵、大家信一（東洋大学）にたいして、心から感謝しておきたい。

第一節 スケッチにさいしての問題の提起

売春行為

私たちは、売春行為者（ここでは売春婦）たちがなぜその売春をその生活過程においてえらんだのか。あるいは、なぜ売春をしなければならなかつたのかという疑問をもつ。そして現代社会はこうした売春婦たちにたいして、どのような取扱いをしているのかも、問題として提起される。それは世間一般の人が売春行為者をどうみているのか。売春をする人たちが、果して更生の手だてをもつのかという疑問。つまり社会的には、これらの婦人たちが更生できる制度が充分そなわり、またその方法があるのかという問題をふくんでいる。

(1) 売春行為者のかつての源泉 ところで、まず売春婦にいたる以前の段階、つまりその源泉について検討しておきたい。そのためには、以前（売防法実施以前）の売春の形態との比較が必要となる。少くとも賣防法実施以前の一〇年間にみたかつての常習売春者たち。つまり赤線地域における集娼として売春を行ふ婦人たちの多くは、東京における在来者ではなく、むしろ農村地域からの流入者によって占められていた。たとえば、終戦直後の新宿地区における売春婦の出生地やその地域的な流入の経路をたどると、多くは東北地域を中心とする農村出身の婦人層に源泉をみた。そして、こうした婦人たちに共通して、その貧困階層としての社会的特性が注目されたのである。

(2) 売春行為者による以前の社会的属性 その他の社会的属性として、教育水準が低い。家族関係に恵まれない。非行や犯罪文化に染まりやすい。交友関係に問題がある。知性がなく、またその水準もかなり低い。正当な職業につく意欲がなく、怠惰である、などの点があげられてきたわけである。たしかにかつての売春婦たちにえがかれたイメージはきわめて暗く、また貧困という社会的背景に結びついていた。そして彼女たちの文化水準は、一般の生活から逸脱した状態にあるもの。そして異常な性格や、更生が不可能な人間であるという、ラヴェルがあたえられていた。そして売春という社会的行為が必然的にその生活や性格から生れてくるものと考えられていた。

たしかにこうした側面は、かつての売春の形態のうちにうかがえた。当時の記録にはこう残されている。「彼女たちの気持はすさんでいる。それは、みるからにそうした状態をうかがうことができる。けばけばしい化粧や、安物の香水、

そしてナイロンのストッキングをはき、またその服飾はきわめて常人とちがう。例えば、彼女たちは原色を好み。そしてその服飾は一般的な常人とはちがい、けばけばしく飾られたものである。第一、皮膚の色がちがう。それは日常生活のなかで常人とはちがつた経験をしているからである。爪までが赤く染められているように、彼女たちはどのような姿が美しいものであるかという常人としての感覚さえも失っているようである。その言葉はとげとげしい。それは常人が聞いてまったくはづかしくなることを平氣で話す。そしていつも自分が常人たがうが売春をするようになつた原因を社会に転化する。この社会が自分たちを悪くしたのだというのである。売春から更生しようという意欲はみじんもない。そしてせつなのであり、決して生活の目的や人生の目標を見定めようとはしない。あたかもバタフライのような生活が彼女たちを包んでいる。」こうした説明はかつての一般的な売春婦たちへの社会的イメージでもあつた。

(3) 新らしい売春形態のほう芽 ところで今日の売春の形態は、こうした媚をふるつたかつての赤線地域における集娼の形態とは全く異つてゐる。昭和三二年における売春防止法の施行以来、これらの集娼地域は消滅した。しかし、これにかわつていわゆる「もぐり売春」の形態が生れた。それはさまざまな形態をとつて現われはじめた。もちろん一方ではサービス的職業などにおける非合法な売春形態は残されている。それは、旅館、バー、キャバレーなどはもとより、歓楽地域におけるサービス的な業態のうちには、「自由恋愛」という形態で売春がそのまま残されていることは周知の事実である。したがつて、行楽地や地方の中小都市における歓楽街においてはかなり潜在的な売春人口が認められることは事実である。

しかし同時に大都市においても、こうした売春の形態はさまざまな業態のうちに残されている。例えば東京の新宿地区では、ヌード・スタジオ、パンマ、トルコ風呂、旅館のあつ旋による素人売春、主婦売春、あるいは散娼形態をとる街娼婦などは、あとをたたない。たしかに、かつての集娼地区にみたように、売春婦の地域的な集中化はそれほど目立っていない。しかし人口流動がいちぢるしい地域では、こうした非公式の散娼がかなりはばをきかしていることは事実

である。

今一つの留意点は、それが単なる初期売春として散発的に発生するのではなく、常習化している点である。そのうちの多くは、検挙され、また婦人相談所や福祉事務所における婦人相談員の対象として取扱われ、そして保護更生の機会をもつべきがある。しかし実際にはこれらの社会制度にうまく適合し、またそうした売春行為から他の職業や社会生活へ複帰するという割合はかなりしきり目立つほど多くない点に注意しておきたい。

第二節 売春行為者の個人的属性

私どもが直接を求めた常習売春婦一一三ケースについての一般的特性にふれるところの結果が示されている。こゝでは、この特徴の概略についてまとめておこう。

(1) 出生地と生育地　その出生地は、関東地域、ことに東京を中心に、ほぼ全国におよんでいる。しかも大都市からの流入人口、ことに東京を中心に関西（大阪）九州地方（北九州市）からの流入人口が多い。その生育地についても同様に、全国の都道府県の都市群におよんでいる。そして農村地域出身の女性が多いとはいえない。この点も、かつての農村地域、ことに東北地方からの流入人口が多かった戦後の一時期と、かなりその傾向を異にしている。同時にまた、全国の道府県におよぶ出生地や生育地をもつこれらの女性が、東京に集中する点は、その地域的な流動性がきわめて高いことを物語る。

(2) 地域的移動性　出生地、生育地、最初の行為地、あるいは初交の場所、最初の売春行為地などの居住歴からみて、その地域的移動性は高いことを特徴としている。売春の行為歴からさらに特徴にふれておきたい。

私どもが取扱かった一一三ケースのうち、最初の売春行為は、東京二三区内で行なわれた例は多い。それは、全体の約三〇パーセントが最後にキャッチされた行為地と同一区内である。ついで豊島区、台東区などの池袋や浅草あるいは上野周辺地域があげられている。港区、中央区、渋谷区などのケースもみられる。都下が最初の売春行為地であったも

のは全くいない。その他、東京以外の地域で最初の売春の経験をしたものは、大阪が最も多い。ついで北海道、栃木、神奈川などである。また京都、静岡、宮城あるいは鹿児島、広島、群馬、福島など東北、関西、九州地方にもゆずかながらそれらの分布がみられる。

(3) 常習化による地域移動 ところで次第に売春が常習化するにつれ、主に売春を行なってきた地域は東京二三区のなかである。そのうちで、最も新宿地区が多いことを特徴としている。つまり、東京を行為地としてもつ売春婦の約九〇パーセント近くがこの地域で、主として行なってきたのである。さらに、台東区、豊島区、江東区などの下町地域がこれについている。もちろんそれらは盛り場地域を中心として、売春を行っていたものである。また渋谷や港区などについても僅かながらあげられてる。

(4) 地域移動の回数 多くは東京に在住する婦人たちによって売春婦の第一歩がみられたわけである。その後、都内に流入した売春婦たちをあわせて、かなりの地域的移動性があった。例えば、常習売春婦になってから、どのくらい住居を変えたかという点についてみると、6回から9回が最も多く、全体の約三〇パーセントを占めている。ついで10回から14回、また3回から5回の転居歴を経験している。このように、住居の移動はもつとも頻繁な回数を重ねており、したがって地域的移動性が高い。いいかえれば、常に地域的流動を必要としていたことが理解できる。これにあわせて、売春以外の職業をもつものについて、転職回数をみた。その結果5回から7回の転職回数を経験するものが、同様に約30%近くを占めている。ついで、8回から10回の転職回数が約20%。そして4回未満のものが全体の約23%近くである。この転職回数は、職業生活における安定を欠いた状態にあったことを意味している。地域移動と職業移動の頻度はある程度相関しており、不安定な生活との関連を示している。

(5) ヒモと背後組織

しかし他方、転居回数の示す意味は、不安定な社会階層にあったことである。もちろん「うし」た転職や転居の回数の経験をへて現在の居住地に定着するにいたった一つの理由に売春婦たちの背後にあるヒモの存在、

あるいは組織の存在を無視できない。売春婦たちの30ケースはなんらかの暴力団関係の繋がりを見る。具体的にみると極東組の16ケースを筆頭に、住吉会4、その他安田組、和田組、松葉会、山口組、柳州組、野原組などがその背後にある組織としてあげられる。ただし多くのばあい、こうした暴力組織関係者との繋がりをもつものが減少する傾向にあり、他方では具体的にそれらの発見が困難である。しかし、全体の一三三ケースのうち三〇ケースがこれらに関連しているという点は、かなりの暗数のうちにこの種の組織やヒモとの繋がりをもつものがあることに留意しておきたい。この点は例えば、かつて、「なんらかのやくざ、あるいは暴力団組織と関連をもつたことがあるか」という質問に対し、全体の約60%が「経験なし」と答えていた。しかし反面、なんらかの形で他の40%がそれらの組織に繋がりをもつた経験があることを意味している。本人の職歴や居住歴の具体的な内容についてはまた、別の機会にふれることにしたい。

(6) 常質売春婦の年齢階層と解決の経験 ついでに売春婦自身の問題点についてふれておこう。まず私どもが対象にした売春婦たちは年齢的にみて、大体35歳未満に集中している。しかし35歳から40歳もかなりふくまれ、全体の約20%を占めている。ところでこれらの婦人について売春防止法にふれたものは全体の約90%である、そしてその検挙回数をみると、初回の34ケースの他は大部分が2回以上の検挙回数を経験している。ことに6回から9回の13ケース、10回から14回の11ケースなどは、目立つほうである。また売防法による罰金を経験したものは比較的少く、全体の25ケースにとどまっている。

(7) 売春と職業

現在の職業についてみよう。ここでは売春以外の職業に従事するものの割合は全体の約50%である。ところでその具体的な内容についてふれると、最も多いのがサービス業種である。なかでもバー、クラブのホステスなどが多く、全体の約20%近くを占めている。他のサービス業種についてみると、つぎのとおりである。例えは、小料理屋、のみ屋の女中。ヌードモデル。ウェイトレス。トルコ、サウナの従業員、デパートのまねきんなどである。もっとも目立つのが旅館の女中である。しかし反面、サービス業以外の職種として、工員あるいは商店の店員、セールス、看

護婦見習、洋裁師などが僅かであるが認められる。ただし、職業種別としてはサービス業が多く、それ以外の占める割合は少ない。

(8) 職業移動

しかし、この種の職業につく以前の職歴についてみると、やはり同種のサービス業種が多いことに気付かされる。また現在職業についているものは、全体のうち約50%である。なかには、なんの職業にもついていないものが多い。そしてそれらのうち、いわゆる家庭の主婦であるばかりが目立つ。職歴について、今あげたように、サービス業が、かつてのそれに多い点をみたが、その他、例えば食堂の店員、炊事婦、芸者、屋台やおでん屋の手伝い、美容師などがあげられている。若干のケースについてみよう。

事例1——最初弁当屋の手伝いをし、ついでバーのホステスとなる。その後、屋台のおでんやを手伝いながら、最初の売春を経験する。そしてその後収入が良いのでキャバレーに勤め、そこで友人にすすめられ芸者になる。そして現在はフリーの売春婦となると同時に、食堂の炊事婦としてのサイドワークをもつ。

事例2——中卒後、最初はデパートの店員になる。その後、農業手伝いのために一時自宅に帰る。しかし実家の仕事にあきたらず、再び東京へ出て旅館の女中となる。そのご友人に対するすすめられて看護婦になる決心をし、看護婦見習の手伝いを医院である。最初の売春はその時期に行う。現在は会社の事務員として就職する。しかし同時に売春もかねる。

事例3——最初、自分の家のちかくで家事手伝いをしていく。しかし収入が少ないので、バーのホステスをあこがれて上京。しばらくして客にさそわれ、第一回の売春を行う。その後ホステスをやめ、料理屋の女中に代る。しかし仕事が不規則なので再びバーのホステスにもどる。その後、飯場の炊事婦として働き、現在は養鶏場でさらにサイドワークの仕事をみつける。

ここでは、サービス業種間の職業移動の事例にかぎってあげた。このように、その職歴をみると、類似した職業階層を移動しつづけている。つまり、住居的移動と同時に職業移動の頻繁なケースが多いものである。

(9) 居住形式と居住形態　ここで彼女たちの住い居住形式について見る。その多くは私営のアパートに住むばかりが多い。その他、住み込み、寮などに入るものが多くみられる。また簡易旅館を根城とするものも目立つ、そして、居住不定のものもかなりある。しかし、マンションに居住し、比較的恵まれた居住生活をもつるものもみられる。

ところで住居形態は、そこに独りで居住するという形態が最も多い。しかしそれは、50%程度である。つまり、なんらかの形で他人と同居するという形態も多いことに留意しておこう。例えば親兄弟との同居、あるいは夫（内縁を含む）と同居というケースなどが全体の約20%近い。また子どもと同居というケースもかなりみられる。したがって住込みや同居というケースをみると、比較的孤立した形で独居するという例は全体の割合としては大きいが、それが主な特徴とはなっていない。また友人と同居というケースも、全体を通じて10ケースみられる。居住環境はかつての集娼地区におけるように、それが売春組織の中で統一され、また組織された形での集中化という面をもつていない。むしろ居住地域は分散し、都内全域におよんでいる。しかし例えば新宿地区で売春行為を行うものについてみると、新宿区内に集中している。また住居や居室の大きさはかなり大きさも大きいとはいえない。大部分が2間ないし1間の住居に居住する。例えば、畳数にして6畳から12畳大きさに住むケースが比較的多い。しかし4畳半未満にとどまるケースも約23あった。家賃は大体一万円から二万円程度である。ところで住民登録の有無については一一三ケースのうち37ケースが登録しているにすぎない。他は住民登録をしない。

その理由として、「住居が一定しない」、「めんどうだから」、あるいは「親兄弟や配偶者にしられたくない」、などがあげられている。そのほか、「方法を知らない」、あるいは「以前の住所になつたままである」、「やくざ仲間に知られたくない」などの理由もある。したがって住生活は、必ずしも恵まれた状態にあるとはいえない。しかも現住地域にたいして定着性がきわめて乏しく、しかも「転居したい」という希望が多い点に特徴があげられる。

第三節 売春行為者の生育歴と初交経験

ところで、どのような家庭環境にこれらの女性が育つたかということにふれておきたい。つまり、彼女たちが育つた家庭の状態についてみる。

(1) 家族内の対立と葛藤

先ず、彼女たちは、その家庭環境においてどの程度恵まれていたのだろうか。ことに、夫婦あるいは親子間の関係についてみると、「相互の争いが多かった」とするケースは全体をつうじて少い。つまり、全体の約7割近くは家族内の葛藤が多い問題家族というより、むしろ普通の家庭に育ち、またその両親や親子の間に争いが目立つて多いという事実はない。同時にまた、生育中の父親の状況についてみると、「とくに悪へきがあった」と訴えたケースは少い。一一三ケースのうち12ケースがこれを認めるにすぎない。しかし、その悪へきは、酒ぐせ、あるいは女ぐせが悪かったと報告されている。その他、かけごと、浪費へきなどの特徴もあげられている。他方、その生育中の母親の状況について、「悪へきがあつた」と訴えるケースはわずか9にすぎない。その内容は父親のばあいとほぼ同様である。ことに父親との関係についてみると、「よかつた」と答えるケースは全体の約20%近くを占める。また「普通である」というケースは50%である。しかし他の約30%が「悪かつた」と回答している。母親との関係についてもほぼこれと同様の割合が示されている。

したがつて、全体的には「悪かつた」とするケースは少い。しかし、一般家庭の事例と比べれば、約30%が家族内の人間関係において悪いという事実はとくに目立つほうである。他面において、両親から離れて施設の生活を経験したとするもの、つまり乳児院、養護施設、教護院あるいは少年院などの施設歴を経験したものは、全体をつうじて20みられる。この実数も比較的、一般ケースと比較すれば多い方であるといえる。

(2) 初交時期と動機

ところで初交時期について、その特徴をみる。つまり、そうした家庭環境にあって、どのように性に目ざめたのか。また実際的な性体験をどのように過程をへてえたかが、これらの女性にとって売春の重要な契機

となつてゐるからである。まず初交の動機についてみる。この点について、まずそうちした性的な経験を「自分から進んで行なつた」のか。あるいは「他人にさそられた」のか、どつちの感覚を強くもつかみた。そのばあい、全体の約半数近くが、「自ら進んで性的な交渉を求めた」と回答している。しかし他方で、性的関係を他人から直接に、あるいは教唆されて間接に強制されたとする性経験をもつものが一、二、三ケースのうち14ケースふくまれてゐる。また「友人にさせられて」、「だまされて」、あるいは「他人にうまく強制されて」などの例もこれに加えられている。同様に、親姦が1ケースあつた。しかしこれは特殊なケースである。

(3) 初交動機 ところでこうした初交のケースについてこれをさらに6つのレベルに分けて考慮した。まず初交にさいしてどのよだな好奇心をいだいたかという問題である。全体を通じて約60%近くが「好奇心をもつて初交を求めた」と回答している。またそれ以前の不純異性交遊という経験が初交に繋がった可能性をみた。そのばあい、それ以前の性交渉にかわる男女関係を経験したものがわずか12ケースにすぎない。したがつて、こうした性交渉を交遊の形式で経験したものは比較的少い点に注意しておこう。

ところで今一つの契機として金銭的な関係がある。ことにそれは生活の経済的貧困と結びついた問題である。アメリカのコール・ガール調査の結果では、例えば初交期における金銭的経験がのちの常習売春の契機となつたことが報告されている。しかし今回のケースに関してみれば、金銭的動機から、つまり相手の経済的な優位さにひかれて初交をしたというケースは20にとどまる。したがつてこれも比較的売春へのプロバビリティの低い動機づけとして考慮することができる。

(4) 不良行為と交友 さらに不良行為の経験、ことに非行性の問題についてみた。つまり初交時におけるいわゆる不良仲間との交友関係およびその影響についてみたわけである。そのばあい、他人にそそかされて、というケースは10ケースにとどまつた。ここでさらに、本人自身の判断にもづいてみると、25ケースが非行行為(不純異性交遊)の連続

としての初交を認めている。つぎに非行集団あるいは犯罪集団との関係から初交をえたというケースをみた。つまり、本人の属す集団的な強制、あるいは統制力が性的交渉をもつ重圧としてどの程度働いたかをみたわけである。しかしこうした動機づけはここでも少い。全体をつうじて10ケースがそれに該当するだけである。さいごに初交の相手に対する恋愛感情が動機となつたケースをみた。その結果、全体の約50%以上、つまり63ケースが恋愛感情をもつて初交を経験している。したがつて、以上の点からみた動機について考慮すると、いわゆる好奇心あるいは恋愛感情が比較的強く働き、そして初交との結びつきを強くしている点に留意しなければならない。

(5) 初交の手段と婚前性交渉 ところで初交の時期について既婚者の事例からみると、婚前交渉のケースが圧倒的に多い。例えばそれは77ケースにおよんでいる。また内縁関係あるいは同棲関係という形式をとつて初交を経験したものは11ケースである。同様に結婚によつてはじめて初交をえたというケースはきわめて少い。それは全体の17ケースに留まつてゐる。初交時の年齢をみると18歳から20歳のケースがもつとも多く、50ケースとなつてゐる。ついで15歳から17歳の33ケース、21歳から23歳の19ケース、そして15歳未満の4ケースがこれについている。したがつてその時期はきわめて早いことを、ここで示してゐるのである。初交の時期においてそれが直ちに売春へとつながつたケースは10である。しかし多くは、さきにみたように恋愛感情をもつ、不純異性交遊が初交のきっかけをあたえている。またついで、暴行によつて初交の機会があたえられたばあいも多い。

(6) 初交時期の家族関係 当時の家庭環境として両親と同居というケースは少い。それは全体の約30%にとどまる。またすでに親と別居していたのは37ケースである。親のないものは同時に11ケースを数えている。したがつてここでは両親と同居していたケースが、他の諸例、たとえば父親だけと同居、あるいは母親だけと同居、また親と別居というケースに比べれば非常に少い。つまり両親との社会関係はきわめて薄かつた点がここで明らかにされるわけである。

(7) 同性愛経験 米国では同性愛経験者が売春婦になる例を多くみる。しかしここでは、かつて同性愛の経験をもつ

ものはない。しかし現在4ケースが同時に同性愛的経験を続いている。しかも、消極的な関心を、同性愛に対しもたないものは、全体の約60%にとどまる。つまり他は多少とも同性愛という社会関係に関心をもっているという事例が示されているのである。

(8) 結婚の意志 ところで結婚の意志、つまりここでは正式な結婚に対する関心をみたものである。それについて、「いつかは結婚したい」と答えるケースが全体のうち39。「できるだけ早く結婚したい」とするものは15ケースである。つまり「全く関心のない」20ケース、あるいは「絶対したくない」と答えた12ケースをのぞいて多くは、なんらかの形で正式の結婚をしたいという意欲をもっている。しかし反面、これらの女性の男性観についてみると、男性不信任の感情を多少とももつという例が多い。例えば強い不信をいだく22ケースと同時に、約全体の50%がなんらかの形で不信をいだいている。男性に対して不信を全くいだかないケースはわずか13ケースにとどまる。

第四節 初期売春の形態と常習化への過程

ところで、初交経験をつうじて、それが当初から初期売春につながるケースも僅かではあるが認められた。しかしこうした経験が初期売春の形態につながっていく段階も重要である。例えばその社会的背景として、これらの女性たちはサービス関係の業務に従事する割合が多かった。そしてその最初にえらばれた職業生活の持続性や、住居への定着性はかならずしも高くない。そこでは、つねに一定の職業を求めず、転職を考えていた。少しでも経済的に有利な、暮しやすい職業にかわり、またそれに便利な場所を求めて移動したいという欲求は、かなり強かつたからである。

(1) 異性関係・交友・結婚への関心 しかし、こうしたサービス関係の業務に就労しながら、一方においては正式の結婚、あるいは性的パートナーとしてのパートロンをもつ意欲はかなり根強く残されていた。それは一方において恋愛感情をいだいていた初交経験が、他方では比較的永続的な関係をその異性とのつながりのうちに求めていたからである。多くの失恋あるいは離別のケースは、そのご、それにかわるパートナーを求めようと試みた点からも理解できる。つまり

それは、すでに転職を求めるながら、他方では配偶関係の安定を求めていたという事実を見るからである。

(2) 初交から初期売春への期間 ところで初交から売春までにいたる期間は、比較的早い、つまりそれは6カ月未満がほぼ全体の30%近くを占め、また一年から三年の間が他の30%を占める。そして5年以上がその残りである。したがって初交から売春までの期間、とくに一ヵ月ないし六ヵ月の期間に初期売春にいたる例を比較的多くみる点に注目しておきたい。

(3) 初交売春の対象 同時にまた、初回時ににおける売春の対象であるが、多くは不特定であり現在それは誰かが思い出せないとするものが比較的多く全体の90%近くを占める。その他、職場関係の知人ないし友人なども、初回の対象者として僅かながらあげられている。初交の相手は最も多いのは街頭、ことに盛り場における不特定の対象が選ばれるケースが全体の約50%近くを占める。その他バーなどの飲食店で知りあう対象の15ケース。喫茶店あるいは車中などでその対象をえているものもあげられる。

(4) 初期売春における職業 したがって初交から、最初の初期売春にいたるまで、比較的短い時間的経過をとると同時に、その対象がきわめて偶発的に、無計画に選ばれている点に注意しておきたい。そこで初期の売春時における職業についてみると、つぎの結果が示されている。それは、最も多いのがここでもサービス業である。つまり全体の約50%近くがこの職種によって占められている。しかし、ついで多いのが無職のばあいである。サービス業のばあいは、ホステス、旅館の女中、あるいはトルコブロの従業員、ウニイドレス、芸者あるいは販売員(セールス)行商などの例がみられる。それに加えて、ここでは無職の例に多い点に注意しておきたい。その他、商店の従業員、あるいは事業所の店員、単純労働者あるいは一般のサラリーマンなどもふくまれる。他方では家庭の主婦でありながら、最初の売春を偶発的に盛り場でえたというケースも僅かながらふくまれる点に注意しておきたい。

生活において比較的恵まれていたものが多い。たしかに、ここでは、両親との関係はそれほど深いつながりをもたない。しかし、いわゆる内縁関係や、あるいは特定の配偶関係が比較的多いという点である。そして家庭内の人間関係における不和についてみると、その深刻な問題をもつていたケースは42にとどまる。約40%程度が不和を訴えている点である。また子供と同居するケースも僅かながらにふくまれている。ただし認知しない子供をかかえているケースは8ケースみられた。

(5) 有配偶者における関係 ところで、当時、同棲関係あるいは内縁関係にあったもので現在もなお、それが持続しているものは15ケースである。初期売春の当初、性的関係において満足であったと答えたものは多いといえない。つまり、不満を訴えたケースは、全体の約40%近い割合を示している。この理由には、内縁関係がありながらも、それが一定していなかったのである。つまり別居という形態をとるケースが多くなったことが個々のケースから明らかにされる。

(6) 初期売春の動機 ところで、売春の初期の動機についてみると、つきの結果が示されている。つまり「自分からすすんで」というケースは全体の約40%近いことである。しかし、他の60%は、さまざまなもの経験をつうじて、相手から誘惑されるという、他動的な動機づけがあたえられている。しかもそれは不特定な人からのざそいの回数がきわめて多かったことを物語っている。

(7) 動機・好奇心 ところでその時期における状況について、ことに自発的に初期売春へと入った動機をここで7つ次の次元から明らかにしておきたい。ここでもまず、その動機では明らかに好奇心がきわめて高かったという点がある。つまり全体の約60%が性交渉、男性とのつき合い、結婚生活、夫婦関係などの社会関係、あるいは、男性への接近について、なんらか的好奇心をもつていた。第二に性的な不満を訴えたケースが全体の約35%。そして、第三に金銭的な関心を動機としてとりあげるものが非常に多いことである。他方また(4)孤独感をいだいていたというケースが79ケースあ

る。そして(5)その当時の心理的な混乱として、その相手の申し入れを受け入れたケースが73ケース。つまり、自分自身で明確な判断がつけられず、仕方なしに相手方の判断にしたがった。あるいはその雰囲気にのまれて相手の申し入れを受け入ったなどのケースがこれに該当するのである。(6)さらに虚栄心というケースが37みられる。つまりこれは他人の売春行為に対する関心から、自分自身も同様の関係をもつことに対する一種的好奇心である。しかもここでは、自分自身が見栄をはるということ。つまり自分の位置を仲間と同じレベルにおくことができる。あるいは関心を友人かららえるために、最初の売春をするというケースがこれに該当する。さらに(7)ばく然とした期待があげられる。つまりこのばく然の相手から一方において性的な満足があたえられることを期待し、他方では結婚につながる期待をいたたというケースである。このケースは最も多く96を見る。

したがって、その順位からすれば、金銭的な困難をうつたえたケースは別として、漠然とした期待、孤独感、心理的な混乱、そして好奇心が漠然となり、その動機を形づくっている。一方において初期売春の形態が主体的であり、自己中心的な欲求にもとづいて求められたものが多いわけである。しかし、他方では他動的な原因も先きのそれをさらに上廻つてあつた。もちろんそれには強制的な売春、あるいは誘惑などによる他動的な売春がふくまれる。しかし、そのばく然においてもこうした孤独感やあるいは漠然とした期待などがきわめて強く働いていた点に注意したい。ここでいう金銭的な混乱は、文字通り経済的な困窮を訴えるケースもふくまれるが、他方では自分自身の生活に対する充足とともにいわゆる虚栄的な生活の充足を求めていたものもふくまれる点に注意しておきたい。

(8) 動機—社会的関心 ところでこうした七つのレベルにおける直接的動機についての価値観を、自己判断の形式をつうじて求めた。つまり最も強く自分自身の売春の動機になつたものはなにかという点である。その結果、「孤独感」と「漠然とした期待」が最も多く示されている。しかし、この孤独感はやはり性的なパートナーを単純に選ぶという動機でなく、同時に結婚あるいは家庭を求めるという社会的な関心が最も強く働き、そして売春に結びついていった例を

多くみる。その結果として、金銭的な代償を受ける期待をもつというケースが多いわけである。つまり金銭は女性の側から求められたものでなく、逆に、男性から与えられたとするケースが比較的多い点に注意しておこう。つまり初期売春において、性の商品化が行なわれるばあい、女性の側から積極的にそれを商品として提示したものが少い。つまりそれは積極的な女性の側からの期待でなく、買ひ方の男性によって買われたという行為が最も初期売春によって強く示される事実である。それは一方において孤独感や漠然とした期待をもつた女性にたいして男性が与えた一つの売春にいたる最初の動機づけとして注意しておきたいわけである。

(8) 罪悪感 この特徴は初期売春期における自己判断とつうじてもさらに説明がつけられる。つまり、まず第一に罪悪観をその当時もつたかどうかという点である。「強くもつた」²⁷、「非常に強くもつた」⁴、と全体の約25%ていどが性の売春行為に対して罪悪感をいだいていた。しかし反面、全くなかつたとするケースは15%とどまる。つまり、大部分は、「あまりなかつたが、多少はもつていた」⁶⁴が中心である。このことは、一方において男性の金銭的な代償に対する問題を重視せず、あわいパートナーとしての期待が対象者に對して求められていた事實を個々のケースが明らかにしている。

(9) 初期売春への自己判定 ところで、売春行為に対し、初期ではどのような判断を示したのか。私たちの調査対象からは、「売春は絶対やめなければならない」と判断していたケースは14%とどまる。そして「できればやめたい」のケースが多く、57%である。他方では「ときどきしようと思う」²³、あるいは「できる限り続けたい」10ケースとなつてゐる。つまり売春行為に対して否定的な態度を示すものが多いという点である。しかし他方における期待は、結局金銭的な代償に對してむけられているのではなく、特定の対象としての男性としての関係を維持したいという期待であつたことが、個々のケースから明らかにされる。つまり純粹な売春の形態を将来の生活のなかに持込むことを期待するものがそれほど多くないという点である。

ところで初期売春という形態について楽しさ、つまり生活に対する満足にかんしてみると、つぎの結果が示されている。「金銭的な行為に対しても楽しくなかつた」と訴えるケースは58、「嫌悪感をもつた」という例は27である。つまり「非常に楽しかった」というケースは1、「楽しかつた」と主張したケースは21である。つまり、非常に否定的な態度が、性交渉に対する金銭的な代償に対して向けられている点に注意しておこう。

(10) 性行為への不潔感 また性行為そのものに関する不潔感についてみると、「強く不潔感をいだいたもの」は7にとどまる。つまり「あまりなかつた」50、「全くなかつた」¹⁰というケースが多いわけである。そして不潔感が「比格的強かつた」と回答したケースは38である。したがつてこの割合は、やや不潔感をもたない」というケースが多い」とを物語っている。しかしそれは、ここでも特定のパートナーに対するあわい期待が示されているものであり、また同時に不潔感を強くもつた例に関しては、性的行為そのものに対してではなく、性行為の代償に対してである。また、性の対象となつた男性の態度に関して不潔感をいだいたと主張しているのである。

(11) 閉された社会関係への反動形成 このように初期売春においてもやはり初交のケースと同様に、多くのばあい一方では女性の側の主体的行為としての売春が男性に対して提供されているのである。しかし他方では、こうした贋賣行動という形で性交渉を代替しようとする試みは、むしろ男性の側にあるという点に注意しなければならない。もちろん女性の側にも売春行為を考える。あるいはそうした不特定の人間に対する性交渉に関して、女性の側にも強い好奇心や、あわい男性に対する期待があつたことは事実である。

(12) 常習化への過程 しかし反面、それが持続的な常習性にいたる過程では、一つには男性の側のさそい。そして行為に対する刺戟、つまりこのばあいは金銭。そして性的満足感、あるいは好奇心に対する充足感。あるいは交友関係における虚栄の提示。他方では直接的な貧困につながるのでなく、身のまわりを整えたいという虚栄も手伝い、経済的な期待をもつばあいも認められたわけである。しかし金銭的な関心は第一にあげられるべきものではなく、むしろ他の心

理的な混乱あるいは交友関係などにおける社会性の充足という側面を売春行為を常習にいたらせる特徴としてあげることができる。

- (12) 女性の地位 ここで今一つの注意しなければならない点は彼女たちがおかれていた社会的な位置づけである。もちろん一方においては家庭の主婦として、あるいは内婦、情婦として存在していた。しかし、主婦や非公式な夫婦関係、あるいは別居などによる不安定な夫婦関係などは、家族関係における安定性を欠いていた。そこでは、金銭を媒介とする「頼りになる男性」との家庭が求められていたのである。ヒモとの結びつきは、当初において、金銭的には逆の社会関係であっても、「持続的な結合関係としての家庭生活」という期待が当初にあった点は否定できない。しかしながら他方では職業活動においてサービス業につき、またその転職や転居の経験も豊富であった。ところでこうしたサービス商業は顧客との接触する機会を十分にえている。そして多くのばあい客との接触が、初期売春から常習売春へと導く動機にもなっている点に注意しなければならない。したがって問題は一方においてそうした客との対応関係に求めることができると、他方ではなぜ、これらの女性がサービス業という職業をえらんだかという問題が提起される。それは、「常に金銭がえられる、「就職しやすい」、「仕事が楽である」、「前歴や経験が問われない」、「その日に収入がある」、「ほかにできる仕事がないので」、あるいは「容易に見つけることができる」、「女性にもっとも手とり早い職業である」などの理由があげられている。そして経済的に恵まれた場所であれば、そのサービス的職業を転々と変えることができたわけである。しかしそうしたなかで、問題は顧客からの誘惑経験がどれだけあったかである。そこではサービス業経験者65ケースまでがその誘惑経験をもっている。そして65ケースのうち58がその客の申し出に応じているのである。
- (13) サービス業種における問題 そこで、サービス業としての職場、あるいは顧客との関係をもつ雰囲気にたいする関心が、これらの女性にどの程度あつたかという問題が残されてくる。もちろん一方では、「日銭が入る」、「経済的にそれほど悪い職場ではない」ということがこれらのサービス業にたいする彼女たちの考え方であった。しかし同時に、

そこでは「顧客との関係がきれいにたもてる」ともいう。少くともそこには、売春を否定する態度が示されている。そして必ずしも性交渉を媒介とした客との関係が期待されていない。もちろんその誘惑に関して性交渉を中心とした誘いと考慮しない。むしろ男性と女性の正当な社会関係をそこでえようとする期待が彼女たちに多く見受けられた。つまり直接的な性交渉の場としてのサービス業はけつして彼女たちにはじめのうちは求められることがなかつたのである。

(13) 常習売春とサービス業種とのつながり

しかし、問題とすべき点は、そうしたサービス的職業に従事してから、最初の誘惑に乗るまでの日取りが極めて短い点である。これは地方検察庁の資料においても明らかである。私の調査資料によれば一ヶ月以内にサービス的職業についた87ケースのうち53ケースがこれに該当している。つまりサービス的職業について一ヶ月以内に大部分の女性が最初の誘惑に応じているわけである。その誘惑に応じたきっかけになるものは、やはり対人関係を異性に求めるという単純な動機である。そして、頭初は、結婚ということをかなりしきる前提にして、それらの女性が男性とつき合うことを期待していない。單なる交友という形式で求めているわけである。そして留意すべきことは、決して女性の側から男性に対して誘いかけるという例が多くない。

しかし、交際の機会がサービス業としての場をつうじてあたえられたこと。そのばあいのサービス業という職業やそこで働く女性の「サービス行為」に対する男性側の期待はかなりしきる、他のばあいと同様の状況や期待と同じではない。しかしこうした業種に就労する初期のものにとって、その状況や、男女交際の機会が区別されることをしらない。他方、女性の側にもこうした状況のうちで、男性からの誘いの機会をあたえる行為や動機を誘発する点にも注意しておきたい。

ただし、初期にあっては、それがかなりしきる女性の側における金錢的な欲求から男性への社会関係が求められたものではない。ただ形態的にみれば、初期売春の大部分は男性からのさそいにつながりをもつものである。

第五節 常習売春者としての特性

売春行為

(1) 金銭的欲求

ところでこののような過程をへて多くの婦人たちは、初期売春から常習売春への変化をたどることになる。その過程において、一方では性的な対象にたいして、持続的な特定の対象に期待するという努力が重ねられる。他方では金銭的な欲求がより増加していく。つまりそれは、生活の維持という側面を一部にもちらながら、他面においていわゆる虚栄心という形での経済的欲求にも繋がってくる。しかし売春の永続性はこうした経済的な関心からだけ、つまり「生活におわれてしかたがなく」という形態をとるかつての売春の形態から、他の職業やパートナーによる経済的援助をもちながら、なお常習売春の形態をとるという形態を見逃すわけにはいかない。たとえば衣服費がほしい。小遣いがほしい。とくにギャンブルや睡眠薬の代金がほしい。その他出費が重なって仕方がないので、なども経済的理由のなかにあげられている。もちろん他方において、生活の資を求めると言えたケースは全体の約60%をしめている。

(1) 常習売春への動機

しかし、厳密に個々のケースの特徴をみると、その日暮し的な経済的要求が、そこで動機として結びついている例は少い。むしろ常習性をもたせている大きな原因には、売春にたいする考え方、つまり男女関係や対象となる男性への関心。それは性的な関心と同時に社会的な関係を維持してゆきたいという欲求にもつながっている。例えば「楽しい雰囲気がほしかった」あるいは「一人前に扱ってくれる自分に満足を見い出した」。「毎日の生活が孤独でつまらないので」などの回答の例にみられるように、人間関係の維持という欲求も、こうした常習性をもたせていく上の一つの動機となっている点に注意したかったのである。

(2) 社会的関心と反動形成

今一つの問題として、私は、これらの常習売春行為者における価値観を見い出したかった。つまりそれは性的な関係にたいする常習者による価値判断である。そこで、「男女の性的な行為は正当であり決して恥かしい行為ではない」また、「特定の性的なパートナーをえるという行為は、必要であり、それがこれらの女性にとって社会生活の基礎になるという信念」である。したがってもし仮に、結婚やあるいは特定の配偶関係をえられないばかりに、ある程度の持続性が期待できるパートナーへの関心を強めることは事実である。この点に関しては、単に異性

の友人をえると、いう満足、性的欲求の満足というのではない。むしろ自分自身の社会的関心や、同時に自身による固有の生活の形態をその対象となる男性との関係に期待するという行為（ただし、意識的、あるいは非意識的な二つのレベルで）が、動機としてどの程度働いているかをみようとしたわけである。その結果、最も多い主張は、売春行為を一方において否定しながら、他方では異性との交友をえる唯一の手段としての性的交渉もつという考え方をもつ例をみたのである。この回答は53ケースについてみられた。つまり孤独から解放され社会性をえたいということに極めて強い関心をもつ回答である。

そしてかりに、売春の対象者が不特定であるとしても、自分自身が売春婦としての社会的地位ではなく、女性としての社会的地位が対象者によって同等にひき上げられること。つまり買い方である男性の社会的地位に一体化して求めるという関心も示されている。つまり自分自身を安売りしない。つまり自分自身の性の対象は、金銭的に恵まれた、また社会的に恵まれた階級である。一方では、金銭的な代償を、その欲求をみたせる可能性をもつ男性——不特定の特定男性——に求める。しかし、他方では、なんらかの社会的関心の充足が期待され——つまり、対象者が求める性交渉そのものの代償と同時に、「不潔感」をともなわない男性との社会関係、そして持続的関係の可能性も、そこに期待される。そして、けっして自分自身のみにくさや貧しさ、あるいは性を商品化するという感覚をほとんどもつ」とはない。こうした価値態度が多くの常習者たちのうちに示されている点に注意しておきたい。

(8) 価値態度 この点は、売春常習者たち自身の、性問題に対する態度、価値観をつうじてもうかがえる。たゞ、婚前の性交渉についての男性の純潔性については、「絶対に守る必要がある」と主張したのは極めて少く、全体の8ケースにとどまる。つまり、「なるべく守った方がよい」³⁹と、「できればあまり問題にしたくない」⁶²ケースの違いがある。つまり男性に対しては極めて寛容な態度がここで示されている。しかし、これに対して、女性のばあいその「処女は婚前において、絶対守らなければならない」という質問に対し、「絶対守るべきである」という23ケース、そ

して、「できれば守った方がよい」という45、「あまり問題にしたくない」32、「その必要はない」1と前者の男性に対する判断とは全く逆の例が示されている。つまり女性の側における性行為への態度では、きわめてきびしい許容態度が示されているわけである。すなわち処女性について、あるいは乱脈な性関係には極めて批判的な態度が、女性に対しては向けられている。この点は日本の女性の社会的地位や役割ということに関連した伝統的な文化が、これらの女性のうちにもかなり根づよく残されている。

もちろんそうした伝統的態度が残されているとしても他方、私はこれらの婦人が、売春行為やあるいは自身の生活経験をふり返り、現実の生活を肯定しているとはみない。つまり、彼女たちは、性的な関係に対し、それが売春という形態をとったときでも、その批判を性的な交渉それ自体にはむけていない。しかし反面、自身の経験に反して、きわめて保守的な、また世間一般にみる道徳的な判断を下すからである。同様にフリー・セックスに関する意見についてみると、これに対する肯定的な態度を示すものは僅か5ケースにとどまる。否定的な態度の表示は65ケースである。つまり不特定多数との交渉に対しては、ここでも強く否定されている。

同様に売春行為そのものに対する価値判断をみると、これに肯定的な態度を示したケースは30である。そして否定的な態度は15ケース。消極的否定20°、消極的肯定44の割合が示されている。このことは積極的に賛成するケースが全体の約20%程度にとどまる」とことを意味している。つまり売春行為に対しても、否定的な態度が示されているわけである。「こでは主として、金銭的なやりとり、つまり性の商品化に対する否定である。性交渉そのものに対する価値観はかなり寛容的であるとしても、それが彼女たち自身の生活経験のうちにある売春の常習性に対しては、きわめて否定的な態度を示すものが多いことを意味している。

(4) 売春行為への否定 このことは実は常習売春行為者ということ 자체も、これらの売春婦自身が積極的に求めていいる行為ではないということにつながる。つまり多くの女性たちは、自身の売春的行為に対して、なんらかの合理的な理

由づけを行う。ことに、消極的肯定の態度を示したものについてこれがいえる。その多くはさきにみたように経済的理由である。しかし孤独や経済的貧困あるいは精神的混乱という理由づけが、実は売春という行為を社会に対しても合理的に解釈して訴える。いい換えれば、自身の行為はなんらかの正当な、また必然性を示す理由づけによって正当化できるものとしようとする試みがここにみられる。端的にいえば、多くの売春常習者は自身の行為に対する社会的な批難や、処罰の存在を知っている。つまりそれは好ましくない行為であるということを十分に認識しているわけである。しかし常習化はさらに進められ、その検査回数は増加していく。こうした現実にたいしとくに重要なのは、これらの婦人に対するとり扱い方。つまり、婦人保護、更生についての福祉における専門化が留意されるようになる。この点については、別章で、明らかにしていこう。

(注) 以上が、私どもの取扱がった一一三ケースの大まかなスケッチである。ここではただ特徴的に示された事実のまとめを、きわめて簡略にしたにすぎない。私どもの第一次調査(精密調査に入る前提となつた調査)——「要保護女子についての調査」(昭和四六年九月)東京都新宿区新宿福祉事務所刊)では、昭和三二年一月から、昭和四六年九月までの新宿地区内要保護女子の資料を取扱つてある。ここではとくに、売春防止法施行後の要保護女子に対する取扱い方法、その制度——婦人保護事業、婦人相談事業における問題を明らかにすることであった。他方、一九五七—六一年、一九六二—六六年、一九六七—七一年の過去15年間に、売春の形態がどのように変化したのか。売春の源泉がどこにあるのか。売春行為にたいする取扱いや相談の効果がどうであったのか、などを明らかにしようとしたものである。この資料は、第二次調査(スケッチで取扱がったケース)の補完的な意味をもつていている。